

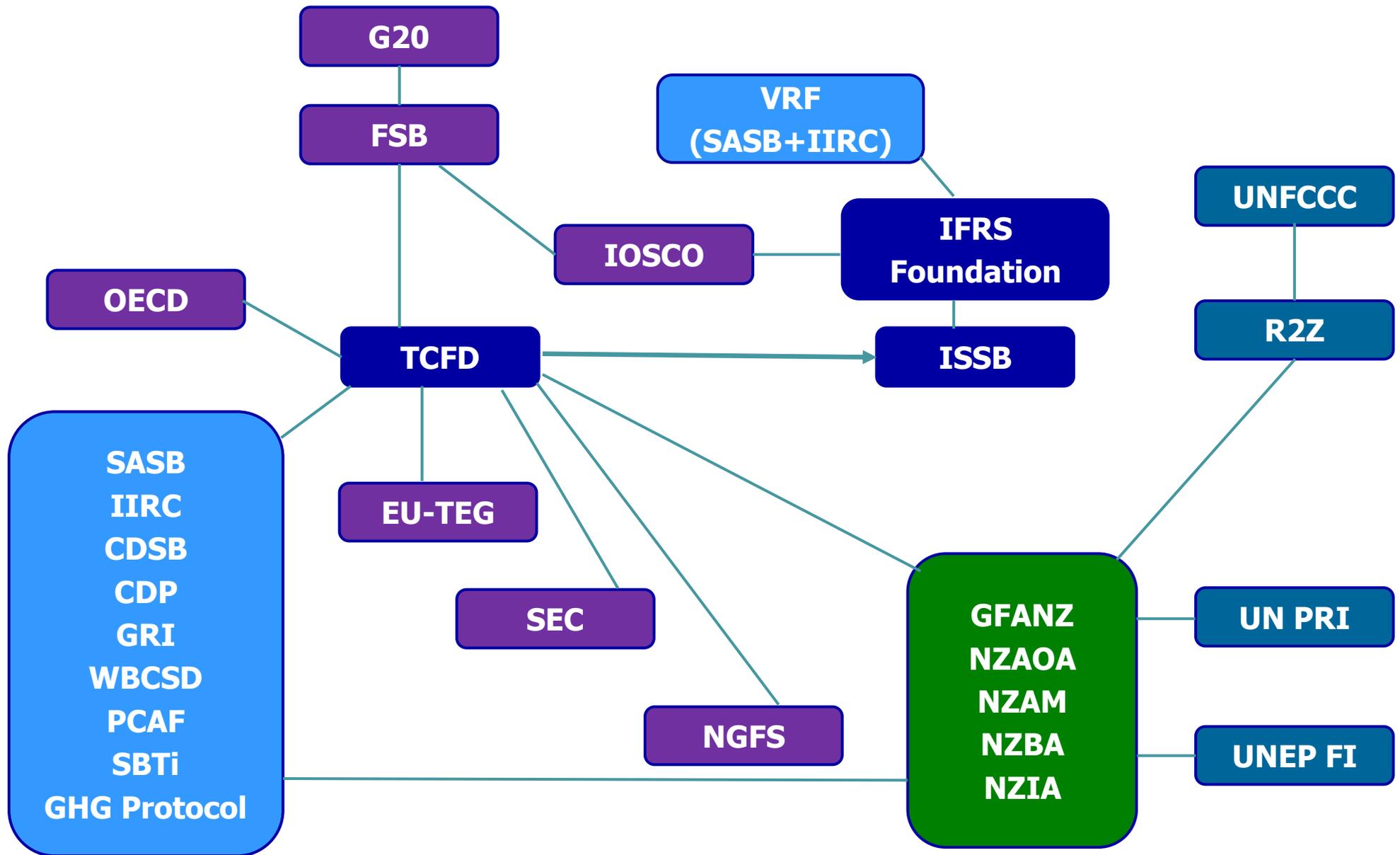
日本金融監査協会

# 金融機関のTCFD対応 — 今後の展望

2022年11月21日

東京海上ホールディングス(株)  
フェロー（国際機関対応）  
長村 政明（TCFDメンバー）

# TCFDと関係の深い諸機関(概念図)



## TCFD提言・フレームワーク

### ガバナンス

気候関連のリスクと機会に関する組織のガバナンスを開示する。

#### 推奨開示

- a) 気候関連のリスクと機会に関する取締役会の監督について記述する。
- b) 気候関連のリスクと機会の評価とマネジメントにおける経営陣の役割を記述する。

### 戦略

気候関連のリスクと機会が組織の事業、戦略、財務計画に及ぼす実際の影響と潜在的な影響について、その情報が重要（マテリアル）な場合は、開示する。

#### 推奨開示

- a) 組織が特定した、短期・中期・長期の気候関連のリスクと機会を記述する。
- b) 気候関連のリスクと機会が組織の事業、戦略、財務計画に及ぼす影響を記述する。
- c) 2°C以下のシナリオを含む異なる気候関連のシナリオを考慮して、組織戦略のレジリエンスを記述する。

### リスクマネジメント

組織がどのように気候関連リスクを特定し、評価し、マネジメントするのを開示する。

#### 推奨開示

- a) 気候関連リスクを特定し、評価するための組織のプロセスを記述する。
- b) 気候関連リスクをマネジメントするための組織のプロセスを記述する。
- c) 気候関連リスクを特定し、評価し、マネジメントするプロセスが、組織の全体的なリスクマネジメントにどのように統合されているかを記述する。

### 指標と目標

その情報が重要（マテリアル）な場合、気候関連のリスクと機会を評価し、マネジメントするために使用される指標と目標を開示する。

#### 推奨開示

- a) 組織が自らの戦略とリスクマネジメントに即して、気候関連のリスクと機会の評価に使用する指標を開示する。
- b) スコープ1、スコープ2、該当する場合はスコープ3のGHG排出量、および関連するリスクを開示する。
- c) 気候関連のリスクと機会をマネジメントするために組織が使用する目標、およびその目標に対するパフォーマンスを記述する。

# TCFDへの賛同状況に見る日本の取組み

✓ 日本からはTCFDの枠組みや推奨指標の策定過程で数々の有益な視点を提供してきたことに加え、TCFD提言に即した開示の実施において「TCFDコンソーシアム」を通じた取組みは国際的な評価を得て来ている。

- 2019年5月「TCFDコンソーシアム」創設当時より、日本は賛同機関数で世界最多。（日本:1,077/世界全体:3,868）
- 官民間及び金融/非金融間横断的な連携を図る「TCFDコンソーシアム」の取組みは国際的にも高く評価されており、アイルランドおよびメキシコでは日本をモデルとしたコンソーシアムが設立されている。



各国のTCFD賛同機関数（2022年10月25日時点）



出所) TCFD公式ホームページの情報をもとにTCFDコンソーシアム作成

上位3か国の賛同機関数の推移（2022年10月25日時点）



出所) TCFD公式ホームページの情報をもとにTCFDコンソーシアム作成

## TCFDの枠組み/指標策定への視点の提供

本邦産業界からの意見をもとに、TCFD枠組み/推奨指標への反映を働き掛け、実現が適った主なものとして、以下が挙げられる。

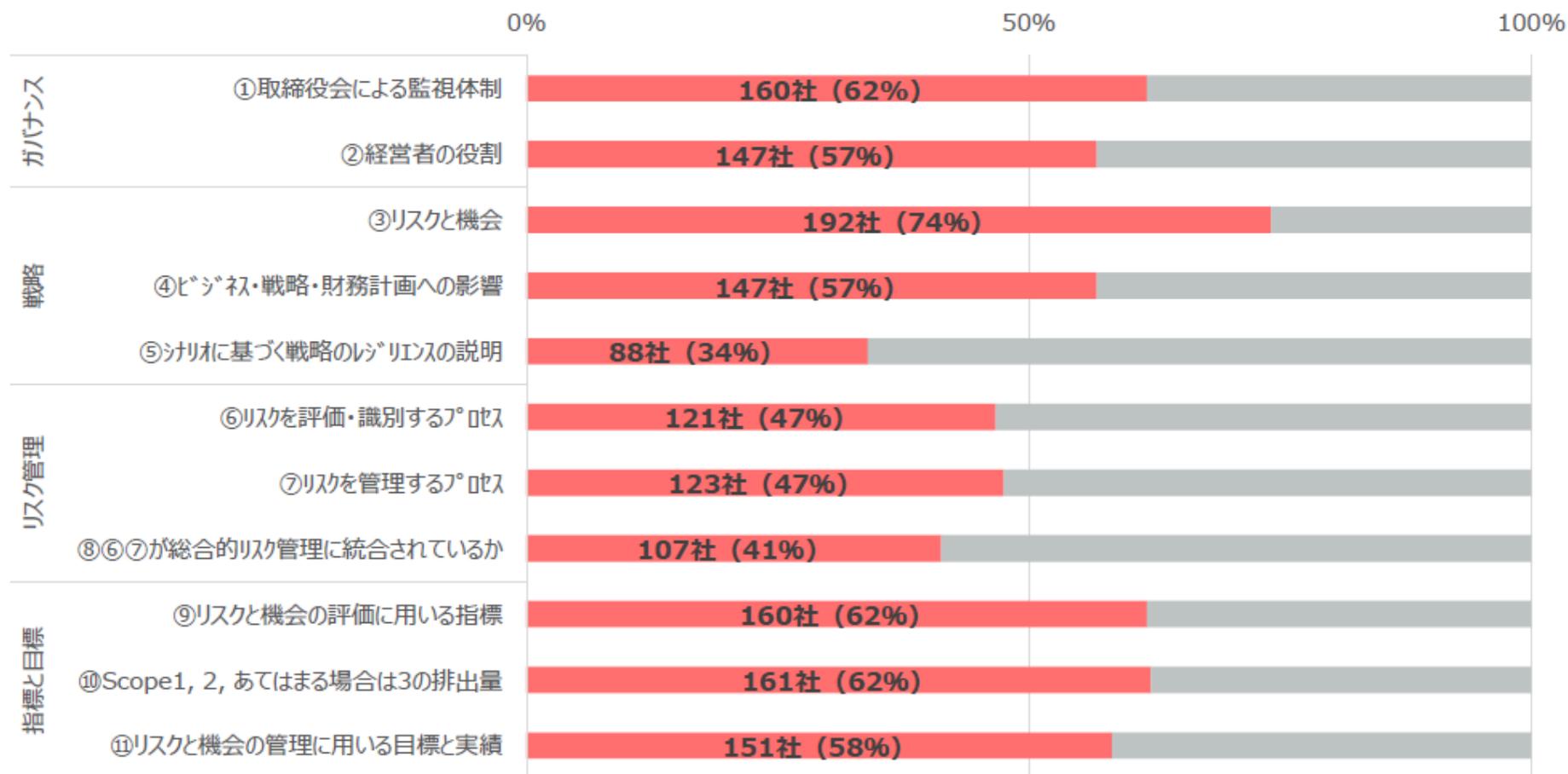
- 推奨指標・目標：GHG排出量の評価において、絶対量（absolute）に加え、原単位（intensity）も重要
- 推奨指標・目標：“Avoided Emissions”（削減貢献量）を明示
- 推奨指標・目標：カーボン・プライシングに関し、炭素税等の政策手段との混同を防ぐために「内示的」カーボン・プライシングと明示
- シナリオ分析：国別削減目標（Nationally Determined Contributions, NDC）も有用なシナリオの一つと明記

# TCFD枠組みに基づく開示状況

- ✓ 本邦企業におけるTCFD枠組みに基づく開示状況を見ると、「シナリオに基づく戦略レジリエンス」の開示に最も苦戦していることが窺える。但し、この傾向は国際的に共通するもの。

TCFD提言が推奨する11項目の開示状況

(調査対象媒体のいずれかで各項目に該当する情報を開示している会社数。括弧内は割合。全259社)



(出典: 「TCFD提言に沿った情報開示の実態調査」 2021年11月(株)日本取引所グループ)

# TCFDが推奨開示の改訂を促された背景

- ✓ 2021/10/14にTCFDとして推奨開示指標を改訂したが、それを促した外的要因として、国際的に進む①気候関連開示強制化、②ESG開示基準の標準化及び収斂、③2050年ネットゼロ排出に向けた機運の醸成、が挙げられる。

## 気候関連開示 強制化

- TCFD提言を用いて気候関連開示の強制化を表明する国/地域（ニュージーランド、英国、香港、スイス、欧州連合（EU）、日本ではコーポレートガバナンスコード改訂）の増加に伴い、規制上の使用にも耐え得る指標の必要性が増した。

## ESG開示 標準化・収斂

- 2021/11/3 ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）設立に象徴されるように、ESG開示の信頼性や比較可能性の向上を求める声が高まった。これにより、比較可能性を高めた指標作りが必要となった。

## 金融セクター 2050年 ネットゼロ 機運醸成

- COP26に先立ち、2050年カーボンニュートラル/ネットゼロ排出を宣言する国・地域が増えた。
- これに伴い、金融セクターでGlasgow Financial Alliance for Net Zero (GFANZ)及び、サブセクター別のイニシアティブが発足/始動し、金融セクターとしての2050年ネットゼロ排出に向けた論議が活発化した。
- これにより、Scope 3（Financed Emissionsを含む）への注目が高まった。

# なぜ、今“Net-Zero”か？

## 「パリ協定」：2℃目標&1.5℃努力目標に合意

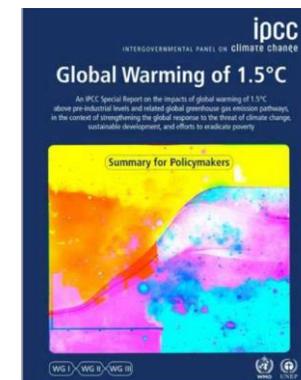
- ✓ 2015年12月、フランスのパリで開催された、UNFCCC第21回締約国会議（COP21）で、「パリ協定」が採択され、2016年11月4日に発効。



・世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温上昇を2℃未満（さらに1.5℃に抑える努力をすること）に抑える目標を設定。今世紀後半には、GHG排出を実質ゼロにすることが打ち出された。

## IPCC「1.5℃特別報告書」（2018年10月6日公表）

- ✓ パリ協定を受け、「1.5℃」のインパクトおよび、これを達成するための排出経路について、IPCCとして評価を求められたもの。
- ✓ 2℃上昇は1.5℃上昇に比し、影響を被る人が何億人も増え、生態系へ与える悪影響が数倍に及ぶこと等が報告された。



（出典：IPCC）

## COP26「Glasgow Climate Pact」（2021年11月13日）

- ✓ 平均気温上昇を1.5℃に抑える努力を「決意」（“resolves to pursue efforts to limit the temperature increase to 1.5℃”）。←「2050年までのNet-Zero排出（もしくはカーボンニュートラル）」が国際的なデファクト目標に。
- ✓ NDC（国別削減目標）見直し時期とも重なった。



（出典：UNFCCC）

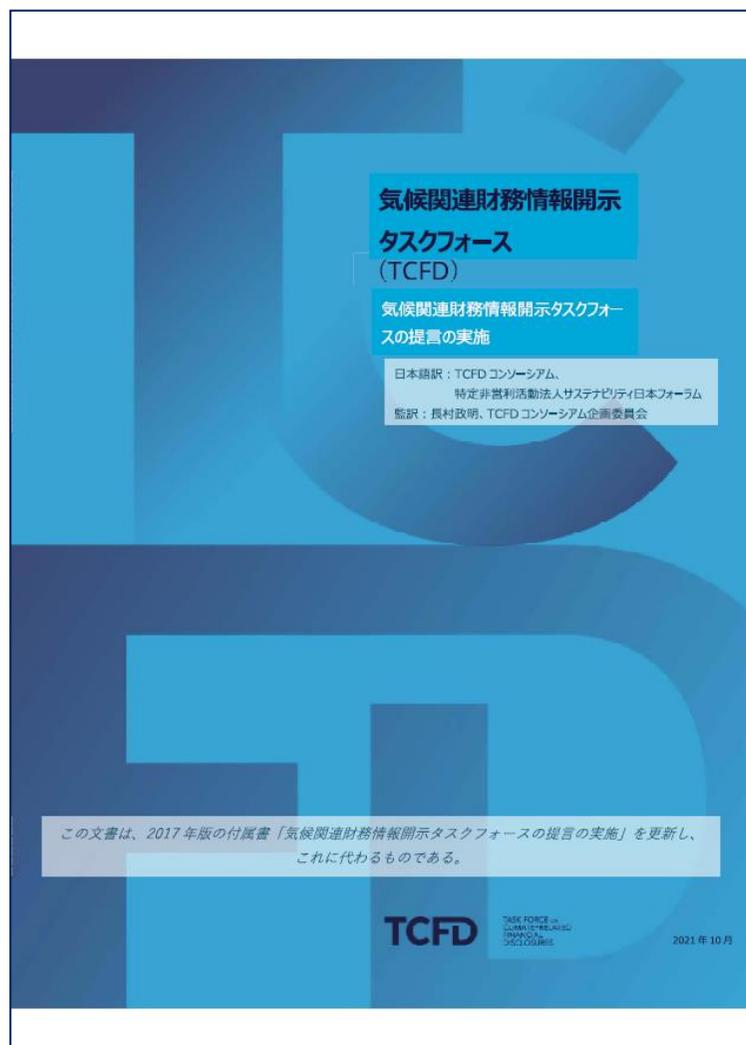
# 金融セクターにおける気候関連論議：“Net-Zero”支援

- ✓ 金融セクターでは、Mark Carney氏（国連気候変動対策・ファイナンス担当事務総長特使、英ジョンソン首相顧問、元イングランド銀行総裁、元FSB議長）が強力なリーダーシップを発揮。

イニシアティブ	母体	代表者	賛同機関	組織目的
<b>Race to Zero</b>	UNFCCC	Nigel Topping, Mahmoud Mohieldin	1,136都市 8,307企業 595金融機関 等	脱炭素経済へのシフトに向けた機運醸成
<b>Glasgow Financial Alliance for Net Zero (GFANZ)</b>	UNEP FI, Sustainable Markets Initiative (SMI)	Mark Carney, Mike Bloomberg	550+機関 (50+か国)	Race to Zeroを支援する金融セクターの連合体。2021年4月設立 「NZ〇〇」のいずれかに参加することによりGFANZにも参加する建付け
<b>Net-Zero Asset Owner Alliance</b>	UN PRI, UNEP FI	Gunther Thallinger (Allianz)	80機関	2050年までに運用ポートフォリオをNet Zero排出とすることを誓約。2019年9月設立
<b>Net Zero Asset Managers Initiative</b>	UN PRI, CDP, Ceres, AIGCC, IIGCC, IGCC	AM 6 機関	291機関	2050年までのNet Zero排出を支援することを誓約。2020年12月設立
<b>Net-Zero Banking Alliance</b>	UNEP FI, SMI	Standard Chartered	122機関 (41か国)	2050年までに投融資ポートフォリオをNet Zero排出とすることを誓約。2021年4月設立
<b>Net-Zero Insurance Alliance (NZIA)</b>	UNEP FI, PSI	Renaud Guidee (AXA)	29社 (欧21、日3、豪2、韓2・ケニア各1)	2050年までに保険引受ポートフォリオをNet Zero排出とすることを誓約。21年7月設立
<b>Net-Zero Investment Consultants Initiative</b>	UN PRI	投資コンサルティング会社 12社	13社	2050年までにグローバルなNet Zero排出を達成できるよう顧客を支援することを誓約。2021年9月設立

# TCFDによる推奨指標・目標の改訂（2021年10月）

- ✓ 2021年10月、TCFDとして推奨指標を改訂するとともに、ガイダンス文書を作成。
- ✓ 日本語訳をTCFDコンソーシアムのウェブサイトよりダウンロード可能。



# TCFDによる産業横断的な気候関連指標および財務インパクトの再整理

- ✓ より明確で比較可能な指標を求める声を受け、TCFDとして2021/10/14に全業種共通推奨開示指標を公表。
- ✓ 投資家が求める「気候関連財務インパクト」を導くための定量情報として、7種の「気候関連指標」を提示。

## 気候関連指標

気候関連リスク・機会のレベルを示す定量情報

**GHG排出量** (Scope 1及びScope 2はマテリアリティ評価を問わず、また適切であればScope 3排出\*及び関連するリスクについて)

移行リスクに晒されている資産、および/または事業/投資/融資活動の割合

物理的リスクに晒されている資産、および/または事業/投資/融資活動の割合

気候関連事業機会に即した資産、および/または事業/投資/融資活動の割合

気候リスクおよび機会に仕向けられる費用もしくは資本支出の額

内示的カーボンプライス (組織内で用いられているGHG排出の1t当たり単価)

気候関連にリンクしたシニア経営層の報酬割合

## 気候関連財務インパクト

財務パフォーマンス及びポジションに与えるインパクト

マテリアルな気候関連リスクまたは機会が財務パフォーマンス(費用、収益性、事業キャッシュフロー、減損)に与えるインパクト

例:

- 収益性/キャッシュフローの変動
  - 気候関連機会がもたらす売上高へのインパクト
  - カーボンプライス、事業中断、偶発事象、修理等がもたらす支出へのインパクト
- 物理的/移行リスクにより被る資産の減損

マテリアルな気候関連リスクまたは機会が財務ポジション(資産および負債)に与えるインパクト 例:

- 物理的/移行リスクに備えるために保有する資産
- 気候関連リスク/機会を考慮した期待ポートフォリオ

損益計算書

貸借対照表

(出典：TCFD「指標、目標、移行計画に関するガイダンス」)

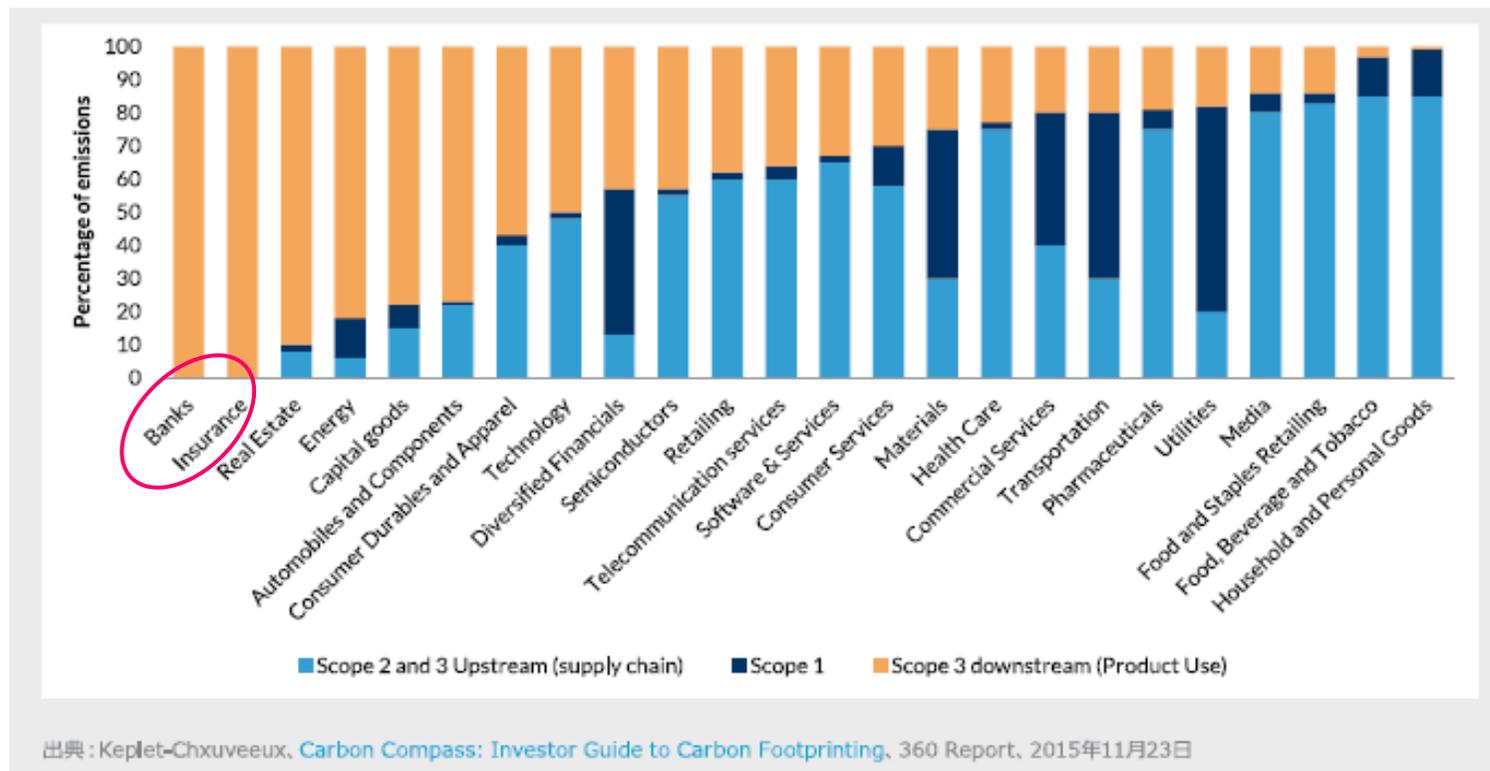
\***GHGプロトコルの定義**：Scope 3とは、Scope 1（直接排出）、Scope 2（間接排出）以外の間接排出（事業者の活動に関連する他者の排出）とされ、上流（カテゴリ1~8）と下流（カテゴリ9~15）の計15のカテゴリに細分される。カテゴリ15は“Financed Emissions”とも呼ばれ、投融資に伴う排出。

# TCFD指標論議補足：GHG排出におけるScope 3への注目

- ✓ “2050年までのネットゼロ排出”実現には、バリューチェーン全体でのGHG排出削減が重要との認識。
- ✓ Scope 3下流（カテゴリ 9-15, 橙色）のウェイト大の業種：銀行、保険、不動産、燃料、資本財、自動車/部品製造等。

- “すべての組織に対してスコープ3 GHG排出量の開示を強く奨励する”
- “スコープ3 排出量を開示するかどうかを検討する際には、その排出量が自社のGHG総排出量のかなりの部分を占めているかどうかを考慮するべきである”

(TCFD附属書改訂版)



(出典：TCFD「指標、目標、移行計画に関するガイダンス」)

# Scope 3 “Financed Emissions”の位置付け

## GHGプロトコル\*による定義に照らして

スコープ	カテゴリー	内容
Scope 1		事業者自らによるGHG直接排出
Scope 2		他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出
Scope 3		Scope 1, 2以外の間接排出 (事業者の活動に関連する他社の排出)
上流	Category 1	購入した製品・サービス
	Category 2	資本財
	Category 3	Scope 1, 2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動
	Category 4	輸送、配送（上流）
	Category 5	事業から出る廃棄物
	Category 6	出張
	Category 7	雇用者の通勤
	Category 8	リース資産（上流）
下流	Category 9	輸送、配送（下流）
	Category 10	販売した製品の加工
	Category 11	販売した製品の使用
	Category 12	販売した製品の廃棄
	Category 13	リース資産（下流）
	Category 14	フランチャイズ
	Category 15	投資

\*GHGプロトコル：WRI（世界資源研究所）とWBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）が共催している組織

### 通称“Financed Emissions”

- 投融資に伴うGHG排出
- Partnership for Carbon Accounting Financials (PCAF)が方法論を策定（2020年11月）
- PCAF基準に基づき、世界中の大手金融機関（本邦メガバンク含む）が開示に着手

# TCFD推奨開示:金融セクターへの新たな要件追加

- ✓ 金融機関には、Scope 3のカテゴリ-15「投融資に伴う排出」(Financed Emissions) に関し、PCAF基準に基づいた開示が求められている。

## 金融セクターに関する新たな開示推奨項目

- データと方法論が許す限り、各ファンドまたは投資戦略のGHG排出量と加重平均炭素集約度 (weighted average carbon intensity: WACI) を開示すべきである。これらの排出量は、Partnership for Carbon Accounting Financials (PCAF) によって開発されたGlobal GHG Accounting and Reporting Standard for the Financial Industry (PCAF Standard) または同等の方法に沿って計算されるべきである。
- 保険会社は、データと方法論が許す限りにおいて、企業財物保険およびスペシャルティ保険について、WACIもしくは引受けに伴うGHG排出量を開示すべきである。

## Partnership for Carbon Accounting Financials (PCAF)

- 2020年11月18日に「金融セクター向けグローバルGHG会計・報告基準(The Global GHG Accounting & Reporting Standard for the Financial Industry)」を発表。
- マーク・カーニー氏は「金融セクターは、融資先の企業、不動産、プロジェクトで発生するファイナンス排出量を測定し、報告しなければならない」と指摘。
- 6つの資産クラス、1) 上場株式および社債、2) 商用ローンおよび非上場株式、3) プロジェクトファイナンス、4) 商業用不動産、5) 住宅ローン、6) 自動車ローンについて、ファイナンス排出量を測定する方法論を開発。



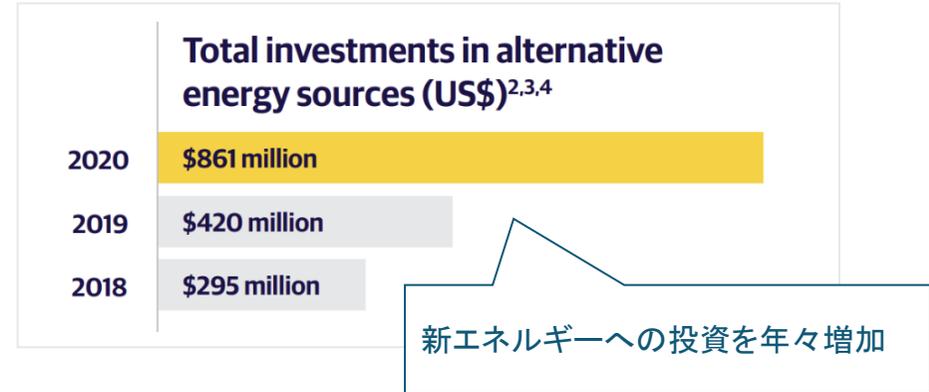
(出典: TCFD改訂版附属書、PCAF「金融セクター向けグローバルGHG会計・報告基準」)

# 気候関連指標を用いた開示の具体例

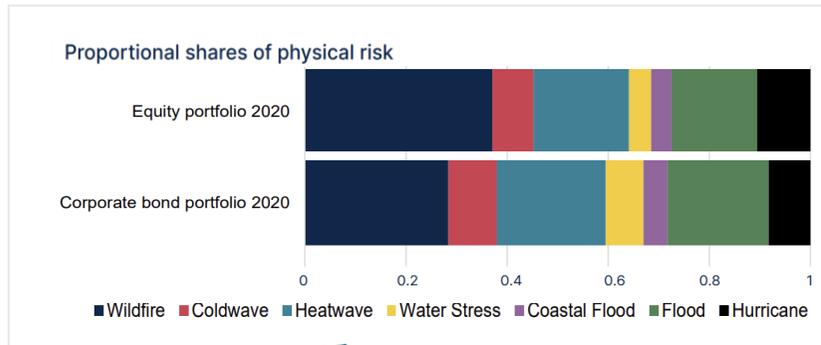
- カーボンプライス(石油資源開発業:Aker BPの例)



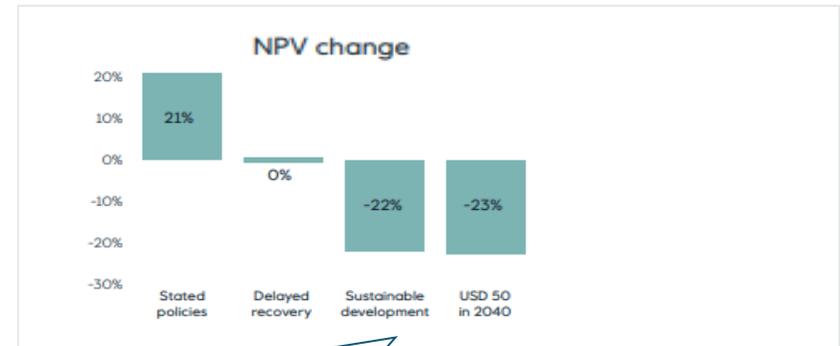
- 気候リスクおよび機会に仕向けられる費用もしくは資本支出の額(保険事業:Liberty Mutualの例)



- 物理的リスクに晒されている資産、および/または事業/投資/融資活動の割合(不動産/不動産投資業:Ilmarinenの例)



- マテリアルな気候関連リスクまたは機会が財務ポジションに与えるインパクト(石油・ガス事業:Equinorの例)



株式(上段)および社債(下段)のそれぞれにおいて2020年時点で物理的リスク(森林火災、寒波、熱波、水不足、沿岸洪水、内陸洪水、ハリケーン)に晒されている割合

シナリオ別に正味現在価値(NPV)に与える影響  
IEA Stated Policiesシナリオでは21%に対し、SDSシナリオでは-22%

# 金融セクターのためのポートフォリオ整合指標

- ✓ 金融機関は、さまざまな方法を用いてポートフォリオの整合性を測定することができる。
- ✓ 各タイプには利点と欠点があり、最終用途も異なるため、金融機関は、それぞれの状況や能力に最適なツールを使用する必要がある。

## ポートフォリオ整合性ツールの種類

### 2項目からなる 目標測定

- ネット・ゼロ目標を宣言した投資または取引先の割合
- 主要な問題点:  
目標設定を奨励するが、温度目標への整合性評価は提供しない

### ベンチマーク ダイバージェンスモデル

- 標準的なベンチマークに対する将来を展望したパフォーマンスの測定
- 主要な問題点:  
不適切に構築された方法は、意図しない結果をもたらす可能性がある

### 内包的気温上昇モデル Implied Temperature Rise Models (ITR)

- 整合性の度合いを、温度スコアの形式によるインパクトに変換
- 主要な問題点:  
主要な仮定の影響に関する複雑さと不透明さ

(出典：TCFD「指標、目標、移行計画に関するガイダンス」)

# TCFD指標論議補足：「移行計画」の開示

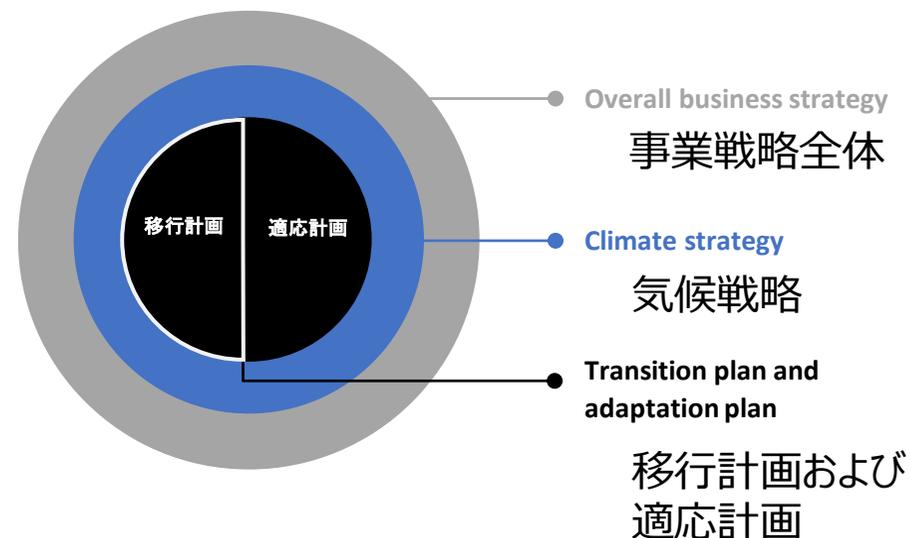
✓ 事業戦略の一環として、「移行計画」の開示も求められている。

## 移行計画の開示が求められるケース

- 排出削減を公約した国で事業を営む場合
- 排出削減を組織として表明した場合
- 金融市場参加者から排出削減を求められた場合

## 移行計画開示の原則

- 戦略に沿っている
- 気候関連の指標や目標を含め定量的要素で支えられている
- 効果的なガバナンスプロセスに従う
- 実行可能で具体的なイニシアティブ
- 信用できる
- 定期的なレビューおよび更新
- 毎年ステークホルダーに報告されている



(出典：TCFD「指標、目標、移行計画に関するガイダンス」)

# 移行計画補論：主要国の脱炭素化目標と電力の非化石化の状況

✓ 地域/国のエネルギー事情により、排出削減の難易度も大きく異なる。

地域/国	基準年	目標年	従来の削減目標	COP26に先立ち強化された削減目標	2050年 ネットゼロ 表明	世界全体のCO2排出量に占めるシェア (2019年実績)	非化石電源比率 (2019年発電量ベース)
EU 27カ国 (注1)	1990	2030	▲40%	▲55%	○	7.9%	61.4% (注2)
アメリカ	2005	2025	▲26-28%	▲50-52%	○	14.1%	43.0%
カナダ	2005	2030	▲30%	▲40-45%	○	1.7%	82.0%
英国	1990	2030	▲68%	→ (2035年▲78%を表明)	○	1.0%	56.5%
中国	2005	2030 (ピークアウト)	GDP単位当たりCO2排出 ▲60~65%	→ (石炭火力輸出支援停止を表明)	○ (2060)	29.5%	31.8%
日本	2013	2030	▲26%	▲46%	○	3.2%	27.6%

(注1) EU加盟国：ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、クロアチア、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン

(注2) 主要国内訳：フランス 91.0%，ドイツ 54.0%，イタリア 40.7%

(出典：「エネルギー・経済統計要覧」日本エネルギー経済研究所編)

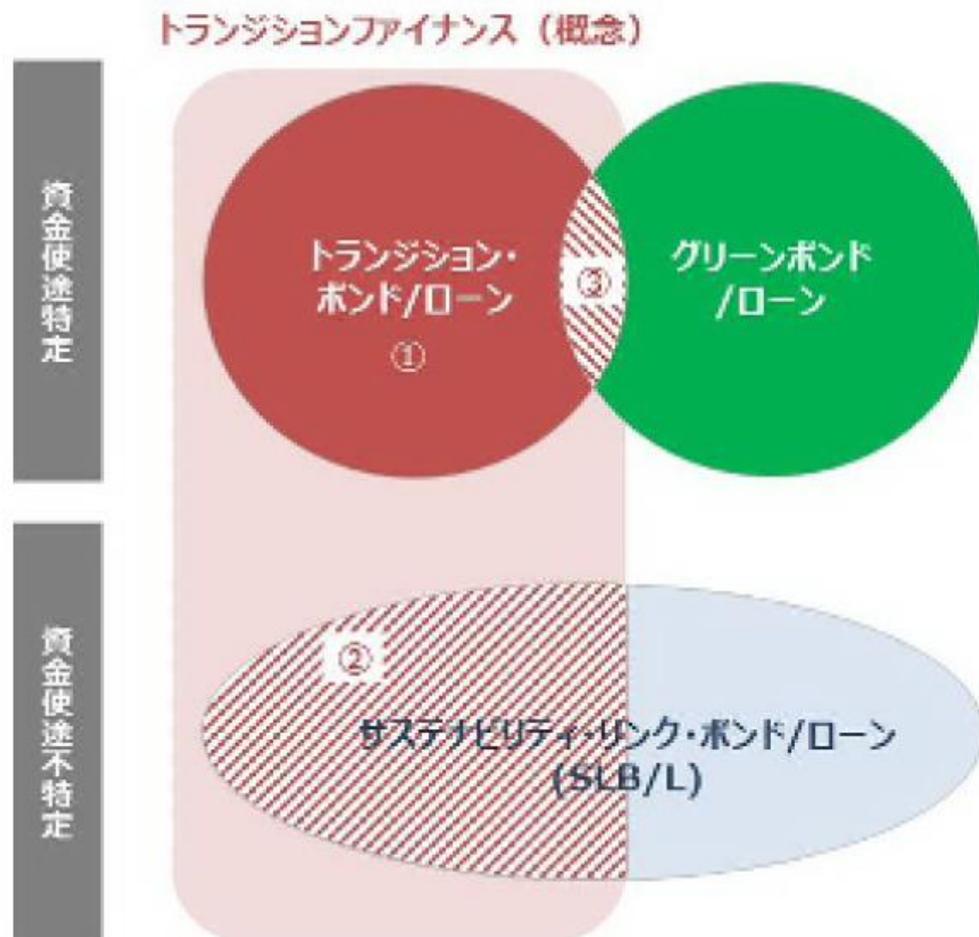
# 移行計画補論：我が国の「エネルギー基本計画」

- ✓ 2021年10月公表「エネルギー基本計画」の重要テーマ：2050年カーボン・ニュートラル（2020年10月表明）、2030年度の46%削減（2013年度比）、更に50%の高みを目指して挑戦を続ける新たな削減目標（2021年4月表明）の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示すこと。

	(2019年度 ⇒ 旧ミックス)	2030年度ミックス (野心的な見通し)
<b>省エネ</b>	(1,655万kl ⇒ 5,030万kl)	<b>6,200万kl</b>
最終エネルギー消費 (省エネ前)	(35,000万kl ⇒ 37,700万kl)	35,000万kl
<b>電源構成</b>		<b>36~38%*</b>
発電電力量: 10,650億kWh ⇒ 約9,340 億kWh程度		※現在取り組んでいる再生可能エネルギーの研究開発の 成果の活用・実装が進んだ場合には、38%以上の高み を目指す。
<b>再エネ</b>	(18% ⇒ 22~24%)	
<b>水素・アンモニア</b>	(0% ⇒ 0%)	<b>1%</b> (再エネの内訳)
<b>原子力</b>	(6% ⇒ 20~22%)	<b>20~22%</b> 太陽光 14~16%
<b>LNG</b>	(37% ⇒ 27%)	<b>20%</b> 風力 5%
<b>石炭</b>	(32% ⇒ 26%)	<b>19%</b> 地熱 1%
<b>石油等</b>	(7% ⇒ 3%)	<b>2%</b> 水力 11%
		バイオマス 5%
<b>( + 非エネルギー起源ガス・吸収源 )</b>		
<b>温室効果ガス削減割合</b>	(14% ⇒ 26%)	<b>46%</b> 更に50%の高みを目指す

(出典：「エネルギー基本計画の概要」2021年10月資源エネルギー庁)

# トランジション・ファイナンスの重要性(ご参考)



## 「トランジション」ラベルの対象

- ① トランジションの4要素を満たし、資金使途を特定したボンド/ローン（資金使途がグリーンプロジェクト(※)にはあたらないが、プロセス等は既存の原則、ガイドラインに従う）
- ② トランジションの4要素を満たし、トランジション戦略に沿った目標設定を行い、その達成に応じて借入条件等が変動する資金使途不特定のボンド/ローン（プロセス等は既存の原則、ガイドラインに従う）
- ③ トランジションの4要素を満たし、既存のグリーンボンド原則、グリーンボンドガイドラインに沿ったもの（資金使途がグリーンプロジェクト(※)にあたるもの）

※グリーンプロジェクト：既存のグリーンボンドガイドラインにグリーンプロジェクトとして例示あるもの、また発行実績のあるもの

(出典：「トランジション・ファイナンス」経済産業省ウェブサイト)

# TCFD指標論議補足：目標設定における原則

✓ 目標設定においては、組織の戦略とリスク管理との整合性が問われている。

✓ 戦略とリスクマネジメント目標に沿っている

✓ 関連指標にリンクされている

- 産業横断的な気候関連指標
- セクターもしくは組織固有の指標

✓ 定量化と測定が可能

✓ 経年で明確に特定されていること

- 基準年
- タイムホライゾン
- 適切な間隔により示された中間目標(例:5-10年)

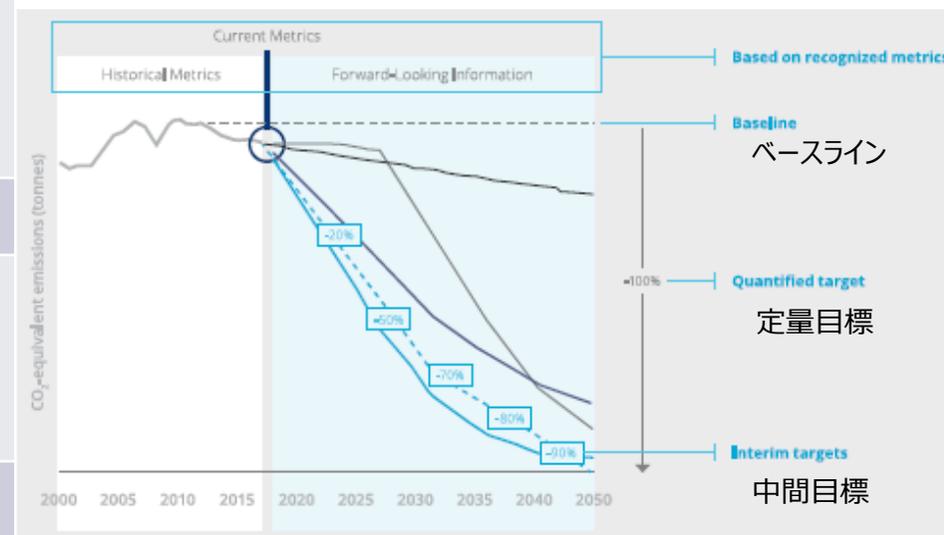
✓ 理解可能で文脈化されている

✓ 定期的なレビューおよび更新

- プロセスの可視化
- 最低でも5年おきに

✓ 毎年報告されている

## 気候関連目標設定のイメージ



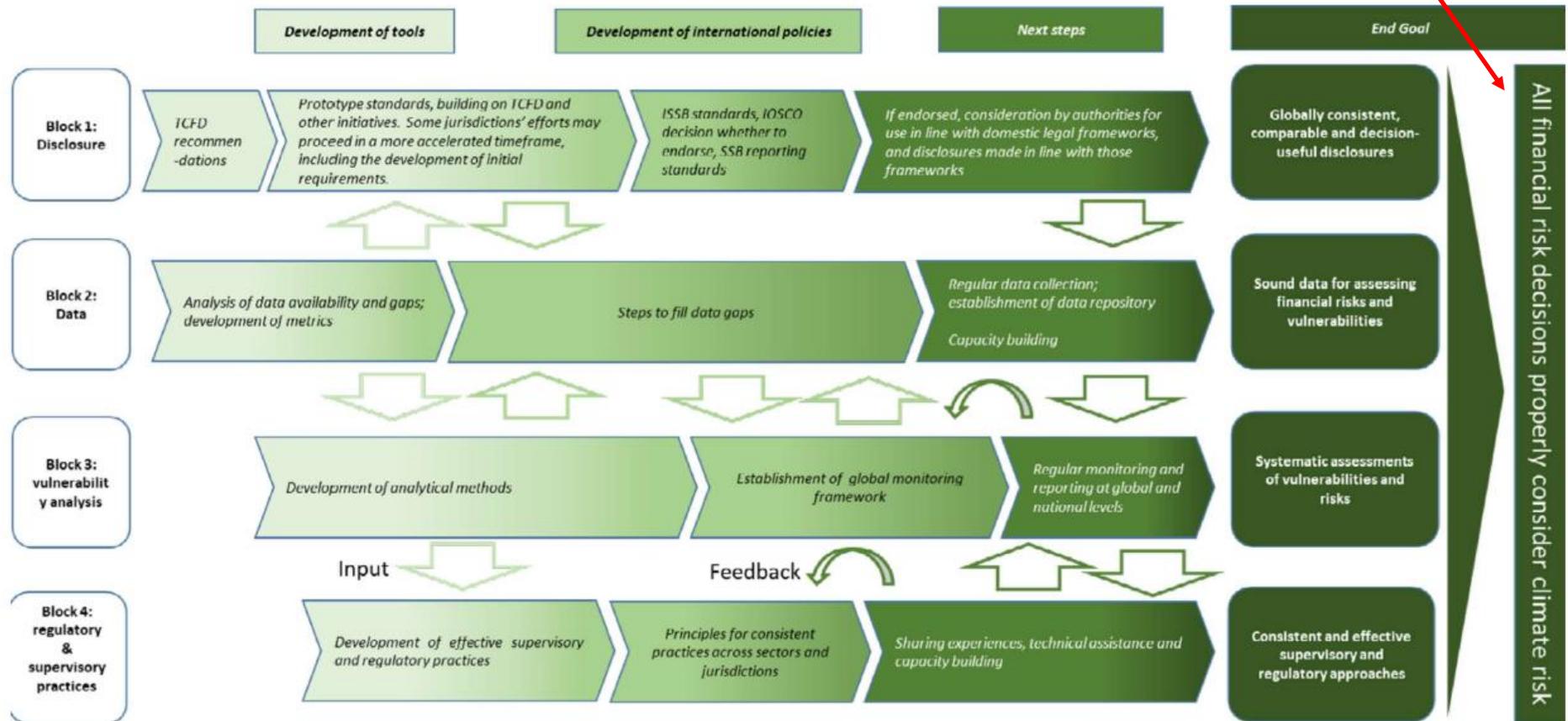
(出典：TCFD「指標、目標、移行計画に関するガイダンス」)

# FSBによる気候関連財務リスク対応に向けた行程概念図

- ✓ 金融安定理事会（FSB）では、今後数年がかりで「あらゆる財務的リスク判断において気候リスクが適切に配慮されている」状態を築こうと考えている。

Stylised overview of the FSB's roadmap for addressing climate-related financial risks<sup>1</sup>

Figure 1



<sup>1</sup> The steps set out in this graphic are indicative and each step described to be taken is subject to outcomes of necessary prior steps being satisfactorily completed. Given this indicative status, they do not represent commitments either by jurisdictions or by international bodies to the individual actions or dates.

(出典：“FSB Roadmap for Addressing Climate-Related Financial Risks” 7 July, 2021)

# FSBが示す気候関連財務リスク開示の行程表：進捗状況（抜粋）

✓ 2023年の早い時期に、ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）による気候にフォーカスした新基準最終版が公表される予定。

目的：気候関連財務リスク開示のグローバルなミニマム基準の構築

活動	成果物	タイムライン
1. IFRS財団傘下にISSBを設立し、気候関連開示に着手	<ul style="list-style-type: none"> <li>ISSBの設立</li> <li>マルチステークホルダー専門家諮問委員会による、①ISSBへのインプット、②法域固有の要件の相互運用性促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>COP26開催時に公表</li> <li>①、②とも専門組織を設立済</li> </ul>
2. 企業価値創造の観点に基づくIFRSサステナビリティ開示基準の開発に着手（気候より）	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRSに技術作業部会を設立</li> <li>IFRS技術作業部会による気候プロトタイプ基準作成完了</li> <li>IOSCO（証券監督者国際機構）：初期評価</li> <li><b>ISSB：新基準の公開草案公表（サステナビリティ、気候関連）</b></li> <li>IFRS：ISSBの技術アジェンダの意見募集</li> <li><b>ISSB：新基準の最終版公表</b> <small>(注)</small></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2021年3月設立済</li> <li>2021年11月完了</li> <li>完了済</li> <li><b>2022年3月</b>（市中協議：3/31-7/29）</li> <li>2022年Q4(10～12月)</li> <li><b>2022年Q4(市中協議次第)</b></li> </ul>
3. IOSCO：ISSB基準追認の是非を検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>追認の場合、IOSCOとして加盟国に対し、ISSB基準の採用を推奨</li> <li><b>IOSCO：ISSB基準の各国での実施を支援するガイダンス等作成</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IOSCO追認次第</li> <li><b>2022年Q3～2023年Q1</b></li> </ul>
4. （追認されれば）新ISSB基準の利用開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>ISSB気候関連基準の意見募集を経て、新基準適用日を決定</li> <li>気候以外のISSBサステナビリティ開示基準の今後の作業を決定</li> <li>保証(assurance)の強制化の根拠となる、サステナビリティ開示に対する監査および保証の枠組み策定作業：<b>IAASB（国際監査・保証基準審議会）</b>による包括的な基準策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2022年Q4(市中協議次第)</li> <li>2022年Q4</li> <li><b>IAASB草案公表 2023年Q4、最終版公表 2025年Q2</b></li> </ul>

2023年の早い時期への遅延が見込まれる

（出典：“FSB Roadmap for Addressing Climate-Related Financial Risks” 7 July, 2021, “FSB Roadmap for Addressing Financial Risks from Climate Change” 14 July, 2022）

（注）我が国の対応：ISSBの基準策定の動きに対し、「サステナビリティ基準審議会（SSBJ）を中心に国内の意見を集約し、官民を挙げて国際的な意見発信を行うとともに、人材面・資金面でも積極的な参画・貢献を行う。また、SSBJが、国内におけるサステナビリティ開示の具体的内容を検討するにあたり、その役割を積極的に果たせるよう、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、SSBJの法令上の位置づけ等について検討を行う。」（2022事務年度 金融行政方針）

# TCFD提言をもとにしたISSB基準論議

- ✓ 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がESG開示基準設定機関として台頭すること必至。
- ✓ ISSBによる新基準の最終版公表後は証券監督者国際機構（IOSCO）の追認を得た後、各国の基準策定へ。
- ✓ 本邦においては、有価証券報告書への記載を伴う法定開示要件への反映には時間を要すると見られるものの、ISSB基準草案に示される開示要件が広範かつ詳細に亘るため、当座はTCFDの改訂推奨指標ガイダンス（TCFDコンソーシアムにて2022年4月末に翻訳版を公表）をもとに、開示に向けた準備に着手しておくことが肝要。

## 「IFRS S2 気候関連開示 別紙B 業種別開示要件」において求められている開示の例

業種	トピック	指標
商業銀行	与信分析へのESG要素の組み込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>与信分析へのESG要素の組み込みに関するアプローチに関する記述</li> </ul>
	移行リスクエクスポージャー	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)業種別炭素関連産業<sup>(注)</sup>へのグロスエクスポージャー、(2)全産業へのグロスエクスポージャー合計および、(3)炭素関連産業毎のグロスエクスポージャーの全体に占める割合</li> <li>投融資に伴うGHG排出量計算に含まれているグロスエクスポージャーの割合</li> <li>(1)(a)Scope 1排出、(b)Scope 2排出、(c)Scope 3排出のグロス絶対量および、(2)グロスエクスポージャー（投融資に伴うGHG排出量）に関するアセットクラス別産業毎の内訳</li> <li>(1)(a)Scope 1排出、(b)Scope 2排出、(c)Scope 3排出のグロス排出原単位および、(2)グロスエクスポージャー（投融資に伴うGHG排出量）に関するアセットクラス別産業毎の内訳</li> <li>投融資に伴うGHG排出量の計算に用いた方法論の記述</li> </ul>
	活動指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>(a)個人および、(b)小企業のセグメント別当座および普通預金の(1)数および、(2)残高</li> <li>(a)個人および、(b)小企業のセグメント別ローンの(1)数および、(2)残高</li> </ul>

(注) 炭素関連産業の例：石油、ガスおよび燃料販売／化学、建材、金属・鋳業、紙・林業製品／航空貨物・物流、旅客、海運、道路・鉄道／自動車／住宅建設／飲料・食料品／発電、ガス供給、複合エネルギー供給／不動産管理・開発

(出典：“[Draft] IFRS S2 Climate-related Disclosures Appendix B Industry-based disclosure requirements Volume B16-Commercial Banks” March 2022 ISSB)

# TCFDコンソーシアム：「グリーン投資ガイダンス 2.0」（ご参考）



- ✓ TCFDコンソーシアムの金融/投資エキスパートが中心となり、「グリーン投資ガイダンス 2.0」を2021年10月に公表。投資家等が開示情報を読み解く際の視点を提示。投資家の視点を理解したい企業にとっても有益。
- ✓ TCFDコンソーシアムでは、投資家と事業会社の意見交換の場として、「ラウンド・テーブル」も開催。

## ガバナンス

- 投資家等は、企業の気候変動対応のガバナンスに係る組織体制の確認に加えて、それが実質的に機能し、実効性を有しているかを確認することが重要である。

## 戦略とビジネスモデル

- 投資家等は、企業が示すシナリオのデータや分析結果の正確性よりも、戦略に至った意思決定プロセスとの整合性、業種に照らした妥当性及び策定された戦略に沿った対応を確認、評価することが重要である。
- インターナル・カーボンプライシングを用いた移行リスクや機会への定量的な試算も広がっているが、投資家等はその数値の前提、根拠を把握した上でその活用を検討することが望ましい。

## リスクと機会

- 投資家等は、企業のリスク対応の取組について理解するとともに、気候変動対応を通じた機会獲得の可能性についても積極的な評価を行い、リスクと機会のバランスを取った企業評価を行うことが重要である。
- 投資家等は、企業が気候変動対策として取り組むイノベーションの重要性を認識し、イノベーションと企業の長期戦略の関係性や企業内の体制等について積極的な評価を行うことが重要である。

## 成果と重要な成果指標(KPI)

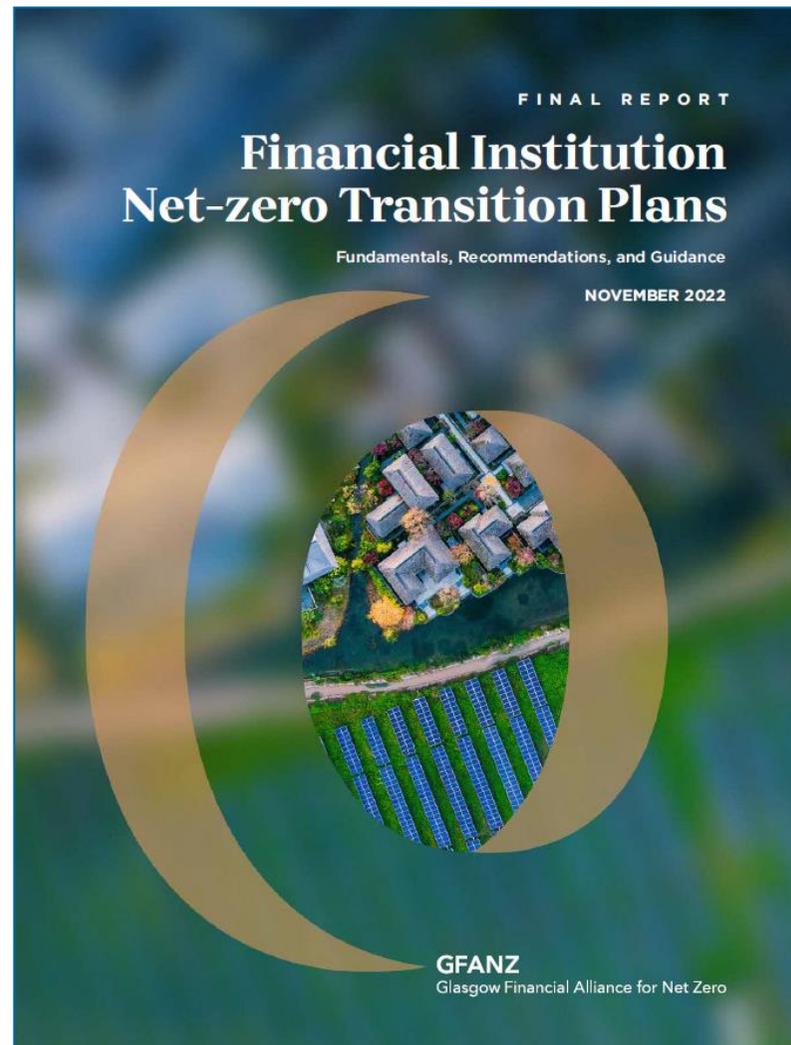
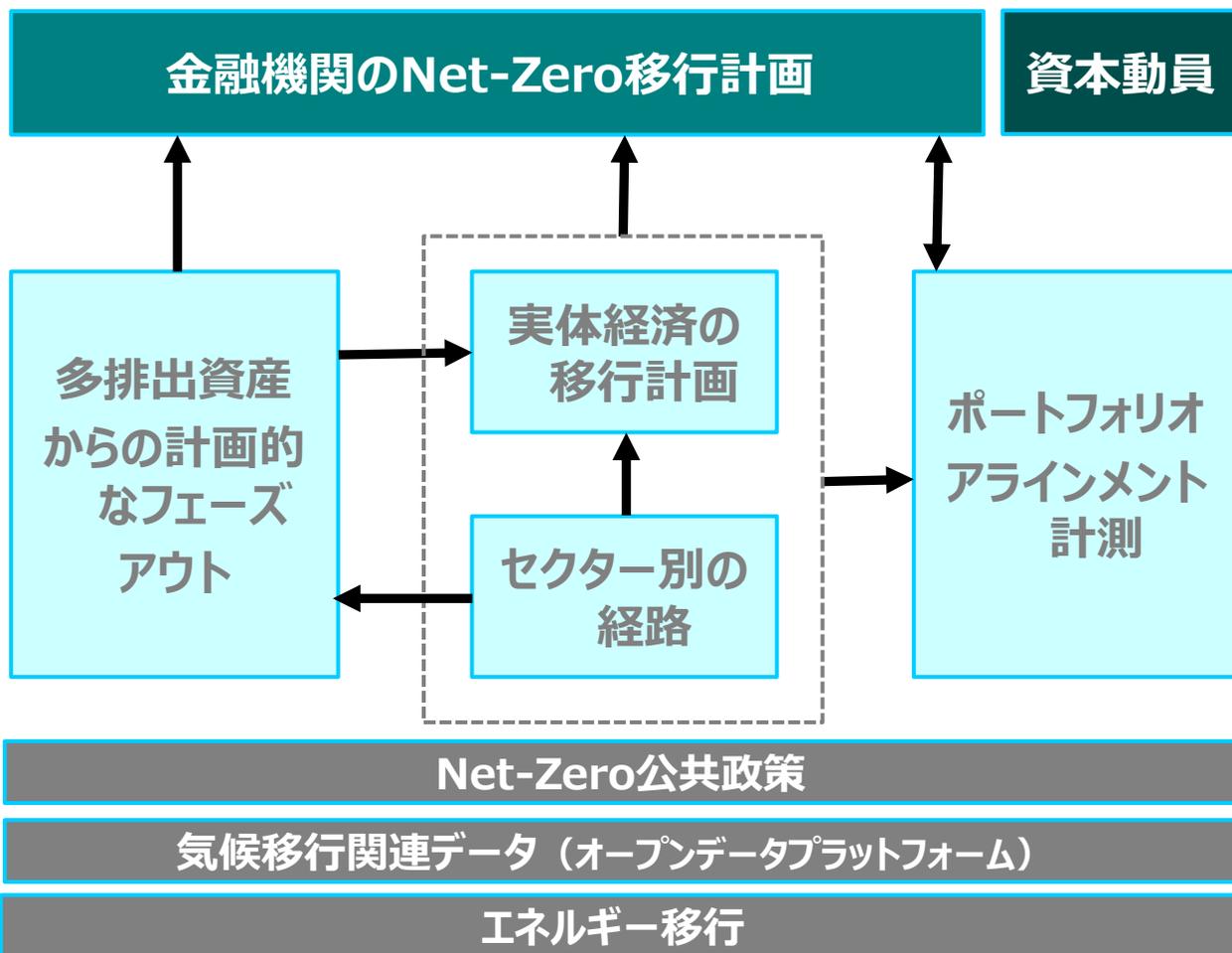
- 投資家等は、企業が管理・開示するKPIの設定根拠を把握し、戦略との整合性を確認することが重要である。
- 投資家等がKPIを比較評価する上では、業種特性を考慮することが重要である。
- 投資家等は、事業のバリューチェーン全体を通じたGHG排出量に加え、製品やサービスの利用時における削減貢献量を考慮した評価を行うことが望ましい。

(出典：TCFDコンソーシアム「グリーン投資ガイダンス 2.0」)

# Glasgow Financial Alliance for Net Zero

- ✓ GFANZメンバーには遅くとも、2050年までにNet Zero達成（1.5℃努力目標に即し）と整合する移行計画の策定・開示が求められる。
- ✓ オーバーシュートは低いか、全くないことが求められる。

## GFANZ 2022年移行計画作業プログラム



(出典： "Financial Institution Net-zero Transition Plans" November 2022 をもとに作成)

# Net-Zero Insurance Alliance

- ✓ 保険引受けに関するGHG排出量計測のための指標を策定、2022年11月16日公表。
- ✓ 2023年1月には目標設定プロトコルの公表を予定。

項目	概要
文書名	“Target-Setting Protocol” Version 1.0 for public Consultation
公表主体	国連環境計画 金融イニシアティブ 持続可能な保険原則（UNEP FI-PSI）
市中協議期間	2022年10月31日～11月21日
対象種目	企業保険および個人自動車保険
目標カテゴリ(案)	<p>① 定量目標 科学的根拠に基づく「保険引受けに伴うGHG排出量」の削減</p> <p>② エンゲージメント目標 顧客の脱炭素取組み支援</p> <p>③ トランジション目標 トランジションの促進に資する商品・サービスの開発/普及</p>



(出典：“Target-Setting Protocol” 31 October 2022)

## 開示主体としてTCFD提言を経営の幹で捉えることが肝要

- TCFDを単なる開示プラクティスとしてではなく、戦略策定の一環として捉えることが重要。
- 長期安定的な投資を惹き付けるための有効なツールとしても位置付けられる。
- TCFD対応においては、サステナビリティ部門に留まらず、事業部門を含む幅広い関係部門の関与が不可欠となることから、組織内連携を働き掛けることが有効。
- TCFD枠組みは気候変動以外のESG課題対応の雛型とも見ることが出来ることから、TCFDへの対応を通じ、他のESG課題への応用も可能となる。
- 日本がTCFD対応において国際的にも影響力を発揮し得る位置付けになったことを受け、日本の強みを国際社会にアピールしやすい環境となりつつある。